

# 八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱

〔令和4年3月24日〕  
〔要綱第21号〕

改正 令和6年3月25日要綱第20号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちに対して無償又は低額で食事の提供を行う「子ども食堂」を運営する民間団体等の取組を支援するため、子ども食堂の運営に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において八幡浜市子ども食堂運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 原則として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どものうち、市内に在住するものをいう。
- (2) 子ども食堂 地域における子どもの居場所づくり及び子どもの成長を見守る体制整備を目的として、子どもたちに無償又は低額で食事の提供を行う施設をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 子ども食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められる者であること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を主な目的とする組織でないこと。
- (4) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団でない組織、同条第2号に規定する暴力団員が構成員となっていない組織又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない組織であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂を運営する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 八幡浜市内で実施すること。
- (2) 原則として、月1回以上開催すること。
- (3) 子ども及びその同伴する保護者等（以下「子ども等」という。）を対象として、調理した食事の提供を行うとともに、相談支援その他交流の場の提供を行うこと。
- (4) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制であること。

2 補助対象者は、補助対象事業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、主な利用者を子ども等とすること。
- (2) 食事の提供に当たっては、公共施設、民間施設その他の地域の理解が得られる場所を利用するとともに、子ども等の利便性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令を遵守するとともに、食品衛生責任者を配置し、食の安全及び安心の確保に努めること。
- (4) 運営中の事故等に備えるため、傷害保険、生産物賠償責任保険等に参加すること。
- (5) 営利（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子ども食堂の運営に直接必要な全ての経費とし、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人等の代表者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときはその理由を付して、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知する。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市子ども食堂運営事業変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、八幡浜市子ども食堂運営事業変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市子ども食堂運営事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、八幡浜市子ども食堂運営事業中止（廃止）承認通知

書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、八幡浜市子ども食堂運営事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市子ども食堂運営事業補助金精算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条に規定する精算払請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、前項に規定する概算払請求書を受理したときについて準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第14条第2項」と、「精算払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残

金が生じた場合は、当該残金を全て市に返還しなければならない。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理及び保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日要綱第20号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に申請があった八幡浜市子ども食堂運営事業

補助金について適用し、同日前に申請があった八幡浜市子ども食堂運営事業補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱様式第1号による用紙で、現に存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
子ども食堂の運営に直接必要な全ての経費	補助対象経費の3分の2以内	15万円と当該年度における子ども食堂の開催回数に1万5千円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額

備考

- 1 補助金の交付は、1団体につき1年度当たり1回とする。
- 2 算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金交付申請書

八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の概要

事業計画書（別紙1）のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費                  | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 ((1)×2/3以内、上限15万円) | 円 |

3 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類



## 事業計画書

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

取組の概要			
主な食事内容と その提供体制			
運営体制 (安全衛生確保)			
料金体系 (1食あたり)	子ども	円	
	子ども以外	円	
開催回数	(予定) 週・月	回	
	年度合計	回	
開催時間	(予定)		
開催場所 (施設名等)	(予定)		
食事提供数	1回あたり (予定)	子ども 子ども以外	食 食
	年度合計 (予定)	子ども 子ども以外	食 食

様式第1号 別紙2

収支予算書

○収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
計		

○支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
計		

※「摘要」欄に積算根拠を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長



八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった八幡浜市子ども食堂運営事業補助金については、下記のとおり決定したので、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定年度                      年度
- 2 交付決定額    円
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 補助金の額の変更、補助対象経費の20%を超える増減又は事業内容の重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
  - (5) この補助事業については、市長及び監査委員が監査することがある。
  - (6) 八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長



八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、八幡  
浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付しない理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

4 変更事業計画書

事業計画書（様式第1号別紙1）のとおり

※ 収支予算書（様式第1号別紙2）を添付すること

※ 変更内容が分かるように変更部分を2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。



様式第6号（第9条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業  
を下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交  
付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）





様式第8号（第10条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業  
を 年 月 日付けで完了しましたので、八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費及び補助金額

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (1) 補助金交付決定額                      | 円 |
| (2) 補助事業に要した経費                    | 円 |
| (3) 補助金請求予定額（原則、(2)×2/3以内、上限15万円） | 円 |

2 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

3 添付資料

- (1) 事業報告書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 事業報告書

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

取組の概要	
運営体制 (安全衛生確保)	
料金体系 (1食当たり)	子ども 円 子ども以外 円

開催日	食事提供数 (食)			主な内容
	子ども	子ども以外	合計	

※ 行が不足する場合は、適宜、行を追加すること。

様式第8号 別紙2

収支決算書

○収入の部

(単位：円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	摘要
計				

○支出の部

(単位：円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	摘要
計				

※「摘要」欄に積算根拠を記入してください。



様式第10号 (第12条関係)

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

補助金確定通知額	金	_____	円
受領済額	金	_____	円
今回請求額	金	_____	円

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市子ども食堂運営事業  
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市子ども食堂運営事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
受領済額 金 \_\_\_\_\_ 円  
今回請求額 金 \_\_\_\_\_ 円  
残額 金 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	